

議第96号**財産の取得につき議決を求めることについて**

上記の議案を提出する。

平成23年5月10日

滋賀県知事 嘉 田 由 紀 子

財産の取得につき議決を求めることについて

次のように財産を取得することにつき、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第8号および滋賀県議会の議決に付すべき契約および財産の取得または処分に関する条例（昭和39年滋賀県条例第11号）第3条の規定に基づき、議決を求める。

財産の種類、数量および取得予定価格

- | | |
|-------------|----------------------|
| 1 財産の種類 | 備品 |
| 2 取得物品および数量 | 県立特別支援学校スクールバス（大型）4台 |
| 3 取得予定価格 | 95,340,000円 |
| 4 取得の目的 | 県立特別支援学校スクールバス |

(参 考)

取得の相手方 滋賀県栗東市小柿三丁目2番30号
滋賀日野自動車株式会社栗東支店
支店長 小石 秀 司